

平成28年度指定障害福祉サービス事業者等分野別集団指導
(指定放課後等デイサービス事業所)

障がい児の特性に沿った支援の在り方について

～「自立活動」の観点から～

岐阜県立岐阜本巣特別支援学校
特別支援教育コーディネーター 不破明美

1 特別支援教育について

障がいや発達につまずきのある児童生徒一人一人が、その障がいの状態、特性及び発達段階等に応じてきめ細かな教育を受けることにより、もっている力を最大限に伸ばし、積極的に自立し社会参加できることをめざしている。

特別支援学校 岐阜県内に21校（1分校含む）

障がい種別に応じて視覚障がい・聴覚障害・知的障がい・肢体不自由・病弱の5つ

視覚障がい者を対象とする特別支援学校（岐阜盲学校）

点字を用いたり文字を拡大したりするなどの工夫と配慮のもとに、各教科の学習や自立に向けての専門的な教育を行っている。

聴覚障がい者を対象とする特別支援学校（聾学校）

早い時期から補聴器を使って「音」の存在に気付いたり、「ことば」の力を付けたりするための、きめ細かな指導や自立に向けての専門的な教育を行っている。

知的障がい者を対象とする特別支援学校

身辺自立に必要な基本的な生活習慣や自立と社会参加に必要な習慣、知識、技能、態度を生き生きとした学習の中で身に付けることができるように、教科の学習のほか、実生活に見られる課題を中心とした生活単元学習を行っている。

肢体不自由者を対象とする特別支援学校

運動機能に障がいのある児童生徒が、可能な限り自分の力で生活を送ることができるよう、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション能力等の向上に関する教育を行っている。

病弱者を対象とする特別支援学校

慢性の疾患や身体虚弱のため、医療又は生活に規制が必要な児童生徒を対象にして、病院との連携を密にしながら、教科の学習のほか、病気の回復や克服のための知識や習慣等を身に付ける教育を行っている。

特別支援学級

障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、小学校、中学校に準じた教育を行っている。

知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視

通級による指導

通級指導教室では、言語や聴覚、情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や、LD、ADHD など発達障がいのある児童生徒が、小・中学校の通常の学級で学びながら、概ね週1～3時間程度の障がいに応じた専門的な指導を受けることができる。

(平成28年度岐阜県教育委員会 特別支援教育の案内より一部抜粋)

2 スキルの捉えについて

例えば、スーパーで働くことを「例え」として・・・

ハードスキル
仕事そのものの能力

- 作業能力
- スーパーでは
 - パッキング
 - 値札付け
 - 清掃
 - 品出し
 - カートの片づけ
 - レジ打ち

ソフトスキル
仕事以外の能力

- 日常生活能力
- 対人関係能力
 - あいさつ、協調性、表情（明るさ）など
- コミュニケーション能力
- 余暇活動
- 職場での行動
 - 休憩時間の過ごし方

3 学校で行っている「自立活動」について

自立活動 六つのカテゴリー（区分）、26項目

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と用語に関する事。
- (4) 健康状態の意地・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。

4 特性理解は支援のはじまり

- ◎子どもをよく見る・・・行動観察による実態把握
→子どものできること、興味のあることは、指導に活用できる大切な情報
- ◎「障がい名」にとらわれない特性に応じた支援

知的障がい（MR）

一般に知的障害とは、同年代の子どもと比べて、「認知や言語などに関わる知的機能」が著しく劣り、「他人との意見交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇活動などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。

- 「知的機能の発達に明らかな遅れ」ということ
- 「適応行動の困難性」ということ
- 「・・・を伴う状態」ということ
- 「発達期に起こる」ということ

I Q 7 0 以下の場合を知的障がいと呼び、5 0 ～ 7 0 は「軽度知的障がい」です。

知的障がいの子どもたちは、ことばの問題が大きく、特に「概念化」や「抽象的思考」に弱さが見られるため、子どもにとって分かることばを選択し、より具体的・実証的な活動を通して指導することが大切です。

自閉症スペクトラム障がい（ASD）

【主な特性】

- 人との関わり、コミュニケーションが苦手
- 興味の偏り、こだわりが強い
- 感覚の偏り、動きがぎこちない

【かかわりのポイント】

- ・言葉かけはシンプルにわかりやすく
- ・人との関わりを通して言葉を育てる落ち着いた環境を用意する
- ・変更は事前に知らせる
- ・興味の幅を広げる手助け見て分かるように工夫して伝える
- ・パニックには、慌てず冷静に関わる
- ・苦手な意識は避け、足りない感覚を補う
- ・気持ちを切り替えやすくする 発信する力を育てる

ADHD（注意欠陥多動性障がい）

【主な特性】

- 不注意
- 多動性
- 衝動性

○集中すると力を発揮する・人なつこい・よく気がついて優しい・発想が豊か・エネルギーにあふれている

① 不注意優位型（不注意が目立つタイプ）

一つずつのプログラムがきちんと終わらない。集中が続かない。忘れっぽい。

② 多動・衝動性優位型（多動・衝動性が目立つタイプ）

動きたい欲求を我慢できない。気持ちの動きを我慢できない。

③ 混合型（すべてのタイプに共通して）・・・叱られやすい。

【かかわりのポイント】

- ・注目しやすく
- ・刺激や情報量を減らす
- ・スモールステップで
- ・思い出し、気づけるように
- ・見通しをもてるように
- ・動きたい欲求を満たす
- ・くどくどと言わない
- ・伝わりやすくほめる

学習障害（LD）

【主な特性】

- 読むことが苦手
- 書くことが苦手
- 聞くこと・話すことが苦手
- 計算や推論が苦手

【かかわりのポイント】

- ・何に困っているのかを見極めて
- ・子どもの「苦手」に合わせた工夫を
- ・叱らずに、具体的な方法を提案する
- ・自信をつけ、意欲をもたせる工夫
- ・関係機関と連携

発達性協調運動障害（DCD）

【主な特性】

- 全身運動が苦手
- 手先の細かい作業が苦手

【かかわりのポイント】

- ・楽しく取り組める運動遊びを取り入れる
- ・家庭で積極的にお手伝いを積極的に取り入れてもらう
- ・急かさず、責めず、たくさんほめる

（教育支援資料 文部科学省 平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

（「月刊 実践障害児教育」 2016 8 学研 一部参照）

5 日常生活の中で繰り返し行っていく

- （靴を履く）
- （着替える）
- （座る）
- （立つ）

6 学校との連携について

「特別支援教育コーディネーター」が、幼・小・中・高・特支の各校に必ずいる。

特別支援教育コーディネーターの仕事は、

- (1) 連携調整に関すること ←放課後等デイサービス事業所との窓口
- (2) 特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関すること
- (3) 障がいのある児童生徒など教育実践の充実にに関すること

7 あなたは、どちらのタイプ?①

	赤 A	青 B
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
計		

8 あなたは、どちらのタイプ?②

	赤 C	青 D
①		
②		
③		
④		
⑤		
計		

継次処理型?それとも同時処理型?認知処理のタイプを生かしていく。

9 視覚支援、聴覚支援のワンポイント

- カクテルパーティー効果
- 「いた」「いった」
- 感音性難聴
- 文脈効果

10 その子の特性に沿った支援を . . .